「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替及びクレジットカード継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込及び協会が定めるその他の支払方法をいう。

平成24年10月１日以降、予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第６　多数契約一括支払における割引額　（税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛　星　契　約	特　別　契　約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

（平成24年９月30日まで）

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が９件（12か月前払による場合に限る。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

（平成24年10月１日以降）

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件（沖縄県の区域においては、96件（６か月前払又は12か月前払による場合に限る。）、97件、98件又は99件とする。）である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が９件（６か月前払又は12か月前払による場合に限る。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第７　団体一括支払における割引額（税込額）

（平成24年９月30日まで）

契約種別	割　引　額
衛星契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり　月額　200円 ただし、12か月前払による場合は、　年額 2,420円

（平成24年10月１日以降）

契約種別	割　引　額
衛　星　契　約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり　月額　200円
特　別　契　約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり　月額　200円 ただし、12か月前払による場合は、　年額 2,420円

公　告

諮　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成 24 年４月 23 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道小樽市天神三丁目293番18 畑　841㎡	小樽市 北海道小樽市	
北海道小樽市天神三丁目293番19 畑　128㎡		
北海道小樽市天神三丁目293番30 畑　520㎡		
北海道小樽市天神三丁目293番31 畑　48㎡		
北海道小樽市天神三丁目294番９ 畑　776㎡		
北海道小樽市天神三丁目294番18 畑　2,622㎡		
北海道小樽市天神三丁目294番24 畑　2,671㎡		
北海道小樽市天神三丁目294番28 畑　725㎡		
北海道小樽市天神三丁目294番38 畑　474㎡		
北海道小樽市天神三丁目294番39 畑　1,205㎡		
北海道小樽市天神三丁目294番40 畑　2,186㎡		
北海道沙流郡日高町字厚賀町18番３ 原野　364㎡	田端　　保 北海道沙流郡門別村字美原	
北海道沙流郡日高町字厚賀町20番13 原野　164㎡	石塚彌太郎 北海道勇払郡苫小牧町池田方	
北海道新冠郡新冠町字節婦町284番２ 畑　235㎡	金子　忠助 北海道静内郡静内村字本町	
北海道新冠郡新冠町字節婦町285番１ 畑　506㎡		
北海道新冠郡新冠町字節婦町285番８ 畑　175㎡		
北海道新冠郡新冠町字節婦町289番１ 畑　1,967㎡		
北海道新冠郡新冠町字節婦町290番２ 畑　3,561㎡		